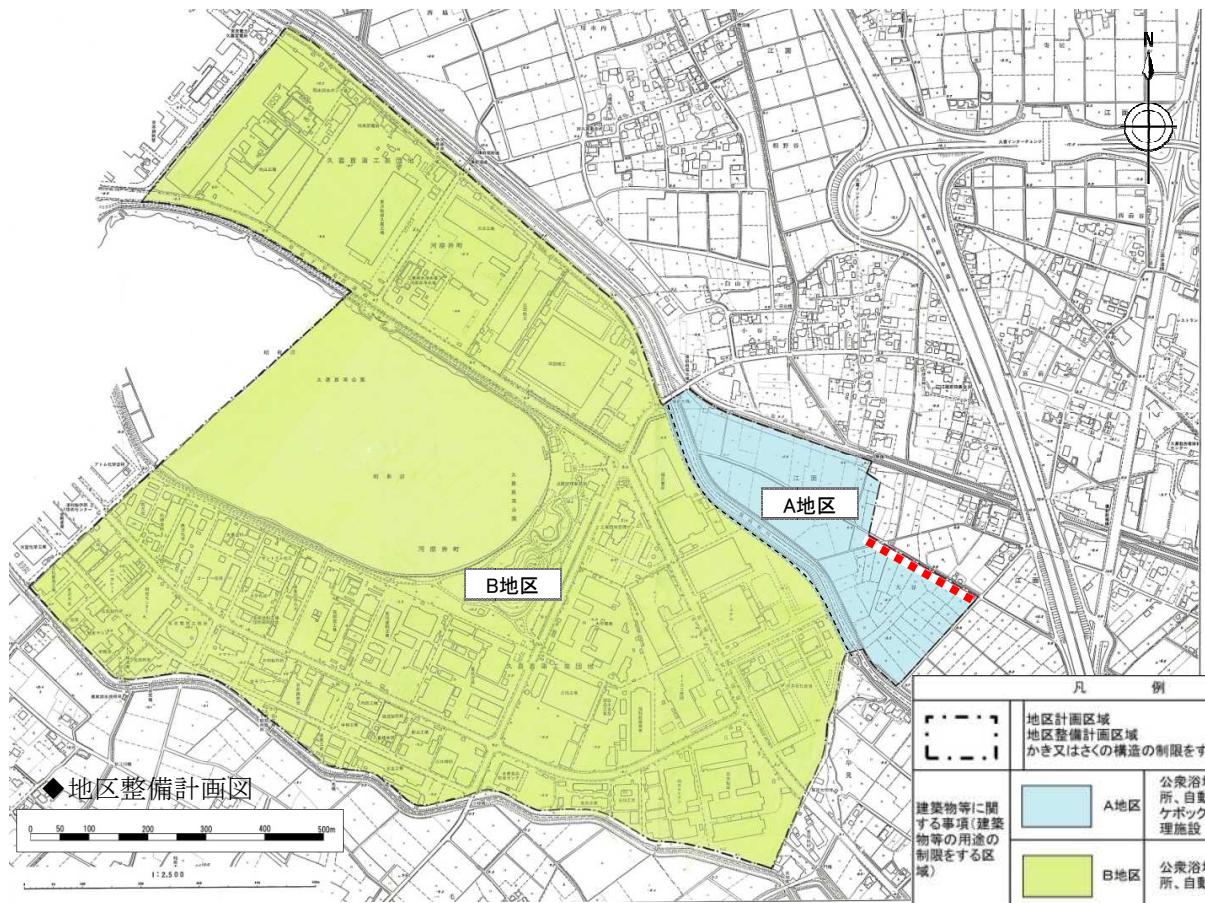
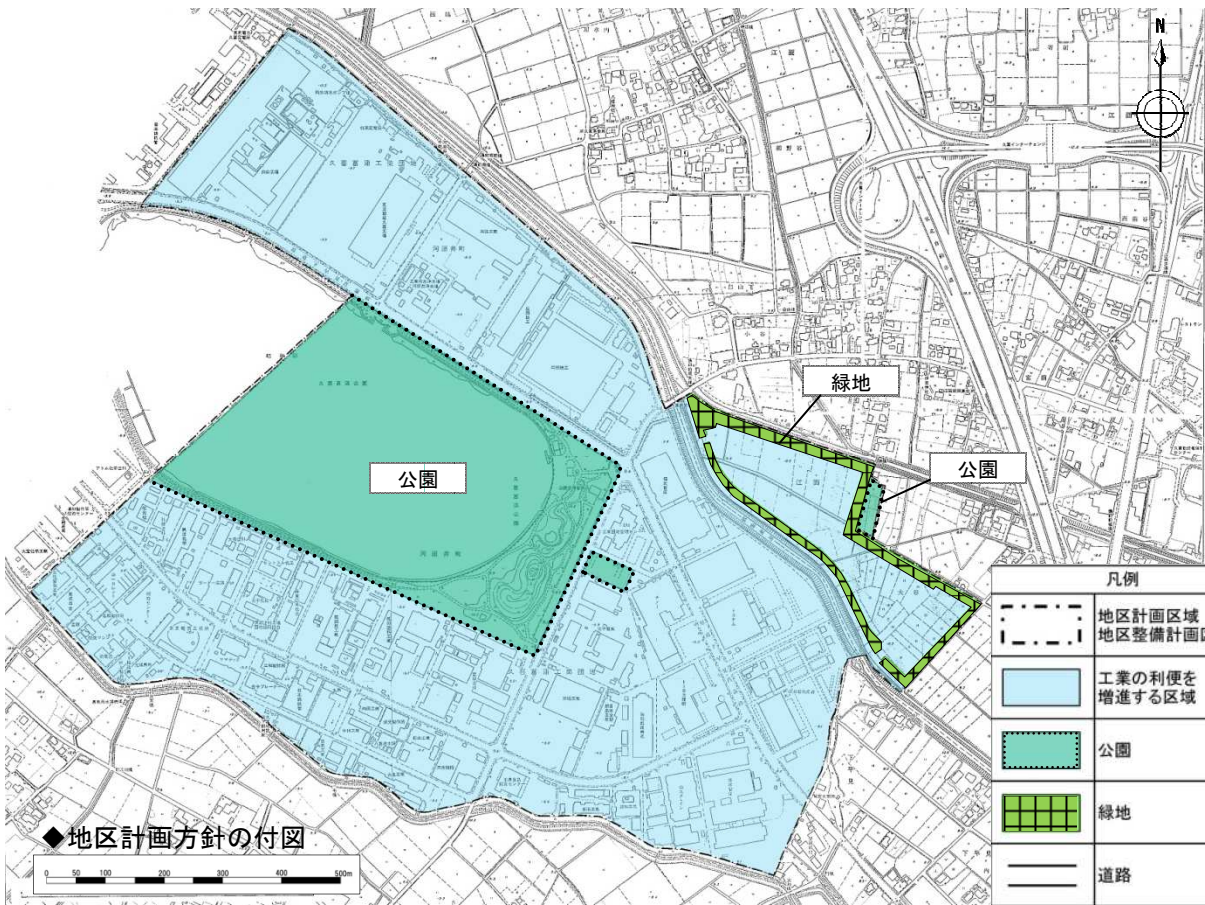
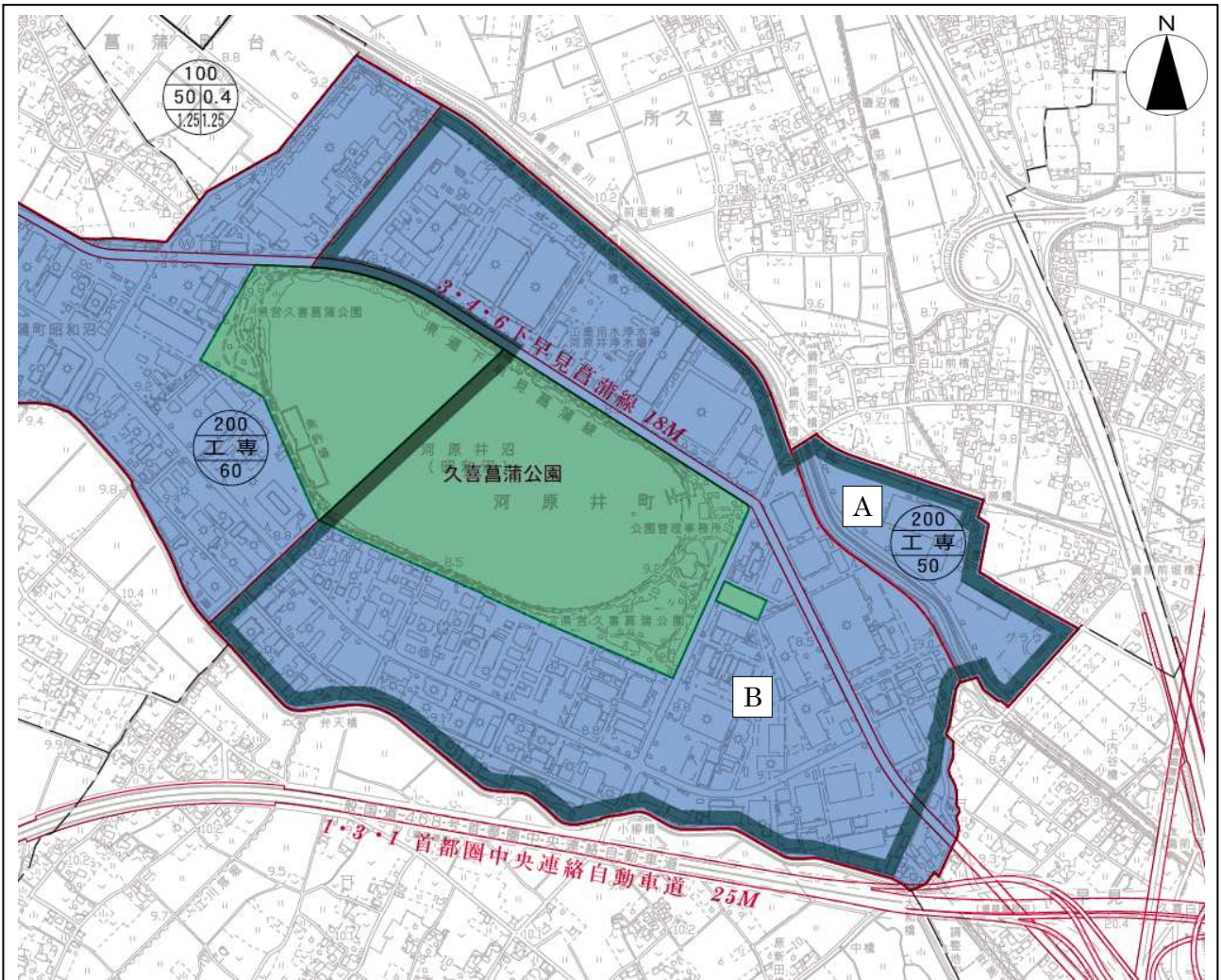


名 称	河原井町地区地区計画	
位 置	久喜市河原井町の全部、江面字大谷の一部	
面 積	約 114.4 ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、都市計画道路 3・4・2 大宮栗橋線及び都市計画道路 3・4・6 下早見菖蒲線に挟まれた久喜・菖蒲工業団地及びこれに隣接する江面大谷地区を合わせた地区である。 本計画では、良好な工業環境を創出することを目標とする。
	土地利用の方針	周辺への影響を配慮した、製造業等の立地を図り、秩序ある土地利用を誘導する。
	地区施設の整備の方針	本地区は、既に区画道路、公園、緑地等が整備されていることから、これらの機能が損なわれないように維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	A 地区 緑地の維持保全を実現するため、かき又はさくの構造の制限を行う。 また周辺への影響を考慮し、建築物の用途、壁面の位置の制限を行う。 B 地区 緑地の維持保全を実現するため、かき又はさくの構造の制限を行う。 また周辺への影響を考慮し、建築物等の用途の制限を行う。

地区の区分	区分の名称	A 地区	B 地区
	区分の面積	約 10.1ha	約 104.3ha
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 公衆浴場その他これらに類するもの 2. 診療所その他これらに類するもの 3. 保育所その他これらに類するもの (ただし、上記 1～3 のものについて地区内において事業を営むものが、主としてその従業員の用に供する施設は除く。) 4. 自動車教習所 5. カラオケボックスその他これらに類するもの 6. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条に規定する産業廃棄物処理施設	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 公衆浴場その他これらに類するもの 2. 診療所その他これらに類するもの 3. 保育所その他これらに類するもの (ただし、上記 1～3 のものについて地区内において事業を営むものが、主としてその従業員の用に供する施設は除く。) 4. 自動車教習所
	壁面の位置の制限	別添図に示す部分において、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から境界線までの距離は 10m とする。	—
	かき又はさくの構造の制限	(1) 道路の境界線に設置するかき又はさくは、高さが道路中心線の位置から 2m 以下の生垣、金網、その他これらに類するもの(基礎・擁壁の立ち上がり部分を除く。)とする。 ただし、下記に該当する場合はこの限りではない。 ① 出入口に設置する門及びそでの部分 ② 道路の高低差がある敷地で、やむを得ない場合 (2) 本計画が施行される前に設置されているかき又はさくは、(1) の制限を受けない。 ただし、当該かき又はさくを改築する際は、(1) の制限を受ける。	

河原井地区地区計画 方針の付図・地区整備計画図





かき又はさくの構造の制限

